

議題 2

議案第 34 号

令和 3 年 8 月 26 日提出

令和 4 年度から使用する広島市立中等教育学校（前期課程）用教科用図書（社会（歴史的分野））の採択について

下記について、申請のとおり採択する。

記

- 広島市立中等教育学校（前期課程）で令和 4 年度から 3 年間使用する教科用図書

〔教科（種目）〕

社会（歴史的分野）

令和4年度から使用する
広島市立中等教育学校（前期課程）用
教科用図書（社会（歴史的分野））の採択に係る資料

令和4年度から使用する広島市立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書
（社会（歴史的分野））採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

- ① 基礎・基本の定着
- ② 主体的に学習に取り組む工夫
- ③ 内容の構成・配列・分量
- ④ 内容の表現・表記
- ⑤ 言語活動の充実

2 適正かつ公正な採択の確保

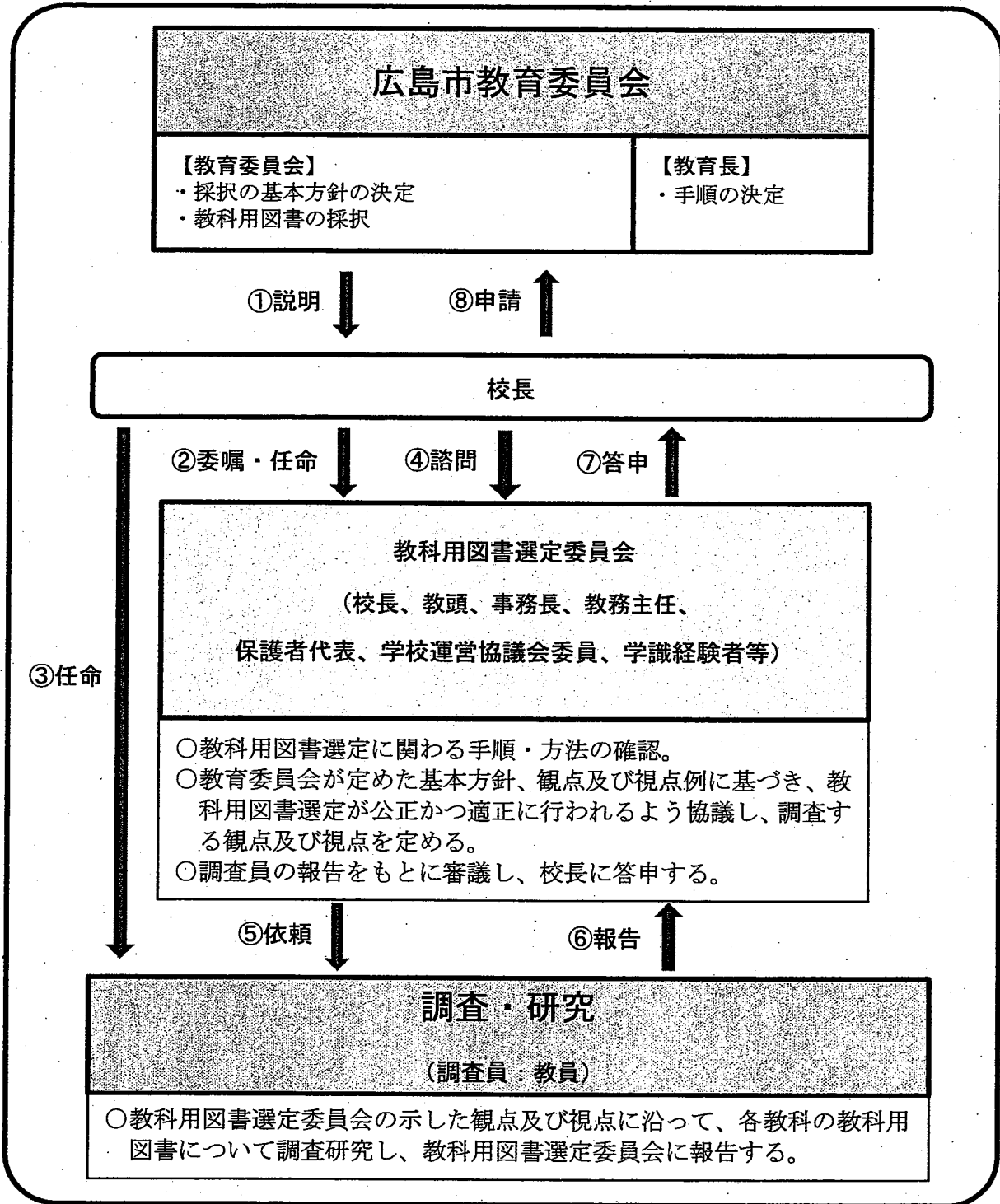
採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

広島市立中等教育学校（前期課程）における教科用図書採択の手順



【参考】 関係法令：中等教育学校が学校ごとの教科書採択を実施する根拠について

「学校教育法施行規則」第109条

中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第3項

公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

令和4年度から使用する
広島市立中等教育学校（前期課程）用
教科用図書（社会（歴史的分野））の選定

令和4年度から使用する中等教育学校(前期課程)用教科用図書(社会(歴史的分野))の選定

教科 [社会]

1 選定の際に特に重点を置いた調査の観点及び視点

- 観点②「主体的に学習に取り組む工夫」、視点「問題解決的な学習を実施するための工夫」
- 観点④「内容の表現・表記」、視点「挿絵・写真等の活用」
- 観点⑤「言語活動の充実」、視点「ねらいに応じた言語活動の設定及びその工夫」

2 教科用図書選定

| 種目名 | 発行者 | 選定の理由 |
|-------|------|--|
| 歴史的分野 | 東京書籍 | 生徒が主体的に問題解決的な学習に取り組むことができるよう、身近な地域の歴史について、テーマを決めて諸資料を関連付けながら調査する「地域の歴史を調べよう」を設定し、グループで意見交換して発表する学習活動が例示されている。また、発展的な課題に取り組むことができるよう、「地域の歴史を調べよう」の最後に、学習した内容をより深めるための課題「プラス」を設けている。 |